

富士山火山防災対策の取組

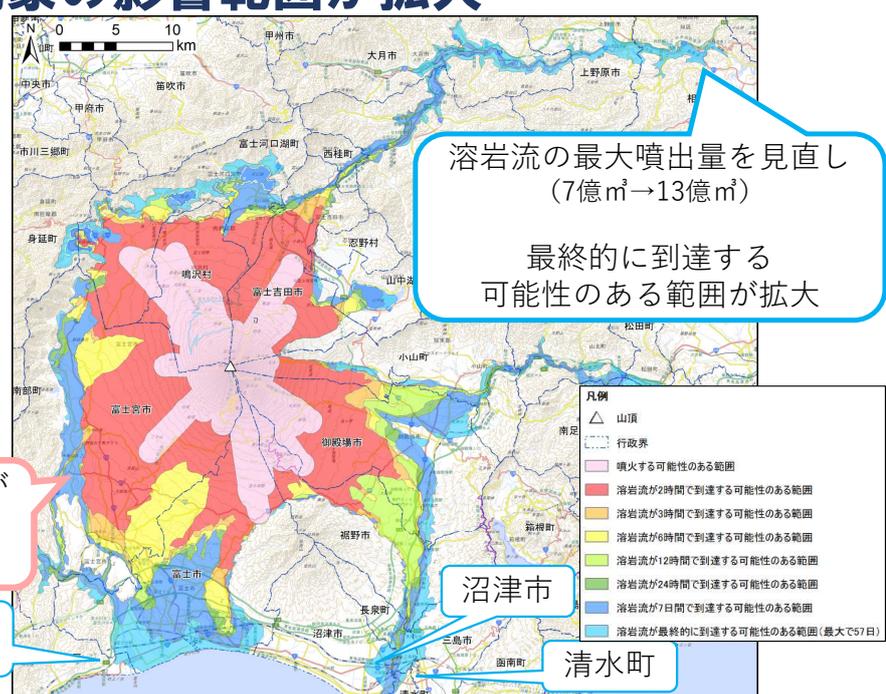
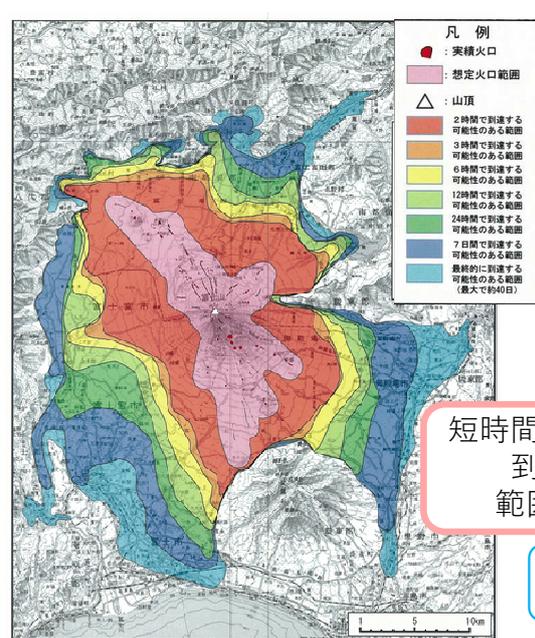
令和5年7月31日

危機管理部危機情報課

写真：宝永火口

令和3年3月 ハザードマップを改定

最新の知見に基づき、噴火現象の影響範囲が拡大



富士山火山災害警戒地域に県内2市1町追加：

静岡市、沼津市、三島市、富士宮市、富士市、御殿場市、裾野市、清水町、長泉町、小山町

富士山火山避難基本計画の概要

基本方針	いのちを守るための避難を優先しつつ、くらしを守るための避難に配慮した計画
移動手段及び避難開始時期の設定	移動手段及び避難開始時期を、気象庁噴火警戒レベル（右図）と6つの「避難対象エリア」、避難対象者の区分により設定
徒歩避難	溶岩流について、一般住民は噴火後の徒歩避難を原則とし、渋滞を抑制
観光客への呼びかけ	観光客に対しては噴火前の「帰宅」を呼びかけ
避難先の見直し	避難対象者はまずは自市町内に避難し、広域避難において、隣接市町を積極的に活用 避難者の負担軽減を図ると共に、就業の継続など地域社会の継続を考慮

噴火警戒レベル

種別	名称	対象範囲	噴火警戒レベルとキーワード		イメージ
特別警報	噴火警報 (居住地域) 又は 噴火警報	居住地域 及び それより 火口側	レベル 5	避難	
			レベル 4	高齢者等 避難	
警報	噴火警報 (火口周辺) 又は 火口周辺警報	火口から 居住地域 近くまで 火口周辺	レベル 3	入山規制	
			レベル 2	火口周辺 規制	
予報	噴火予報	火口内等	レベル 1	活火山で あること に留意	

気象庁の発表する噴火警戒レベル
画像：気象庁ホームページ

円滑な避難のため、移動手段及び避難開始時期を見直し

避難行動要支援者が優先的に道路を使用できるよう配慮

- 全住民が一斉に車両で避難を開始した場合、深刻な渋滞の発生が懸念される。
- 観光客等については、帰宅を原則とし、避難行動要支援者の避難と重ならないよう帰宅時期を設定
- 避難行動要支援者は、車両での避難が不可欠であり、限られた地域資源である道路を優先的に使用できるよう配慮
- 溶岩流からの避難においては、一般住民は噴火後の徒歩避難を原則とし、渋滞を抑制

避難対象エリア		第1次	第2次	第3次	第4次	第5次	第6次
観光客等	避難時期	遅くとも噴火警戒レベル3までに避難開始 (登山者は、解説情報(臨時)で下山)				溶岩流の到達や降灰による影響の可能性が生じた時点	
	移動手段	登山者は、五合目からはバス又は徒歩 観光客は、入域した手段による				入域した手段による	
	避難先	自宅等(登山者、観光客、別荘利用者、来域者は、影響範囲外の自宅へ帰宅することを原則とする)					
避難行動要支援者	避難時期	レベル3	レベル4		溶岩流が流下する可能性が生じた時点		
	移動手段	車両(親族の自家用車、施設の車両、行政が手配する車両)					
	避難先	第1次、第2次、第3次避難対象エリア以外			溶岩流の流下範囲外		
一般住民	避難時期	レベル3	レベル4	噴火直後		溶岩流が流下する可能性が生じた時点	
	移動手段	自家用車			徒歩又は自家用車		
	避難先	第1次、第2次、第3次避難対象エリア以外			溶岩流の流下範囲外		

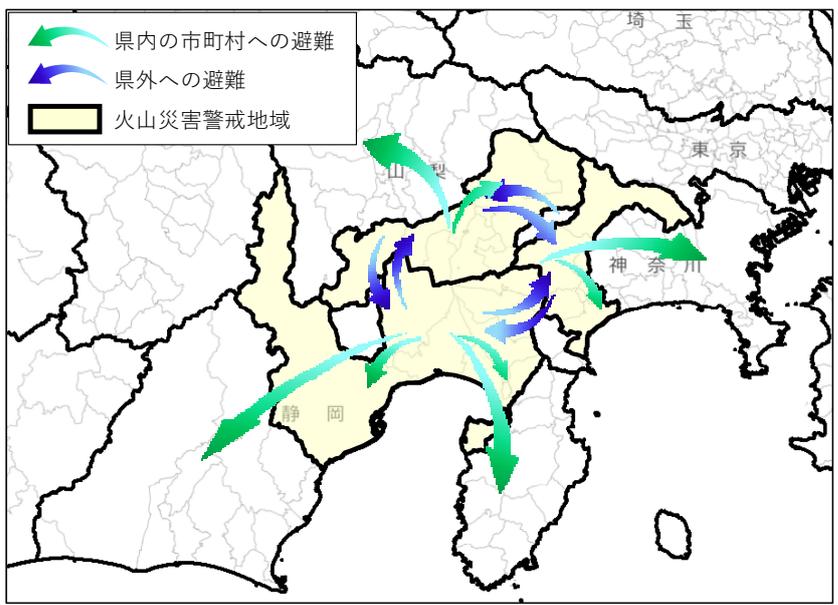
車両での避難が必須

避難ではなく**帰宅**

渋滞を抑制

避難対象者の負担軽減を目指した避難先の見直し

広域避難は隣接市町も積極的に活用。市町調整を支援。



- ・避難対象者はまずは自市町内に避難
- ・受入可能人数を超えた場合には市町外へ広域避難
- ・隣接市町（火山災害警戒地域）であっても、噴火現象から安全を確保できる場合には積極的に活用

**今後、市町間の調整を行い
広域避難体制の整備を推進**

富士山火山防災対策における普及啓発等

富士山火山防災対策の実効性を高める訓練を実施



富士山火山防災情報伝達訓練（R5. 7. 19）
富士山の山小屋や周辺5市町、气象台、警察等の関係機関と連携
噴火の予兆が観測された状況を想定した情報伝達訓練を実施